

京都市消防局訓令乙第16号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第2条第1項第1号中「事由」の右に「(配偶者同行休業の期間の再度の延長を申請する場合にあっては、当該申請に係る特別の事情を含む。)」を加える。

第1号様式注以外の部分中 配偶者同行休業の期間の延長 を

配偶者同行休業の期間の延長

配偶者同行休業の期間の再度の延長 に、

外国滞在事由	
外国滞在中の所属 先の名称(所在地)	()
事由の継続期間	年 月 日から 年 月 日まで

を

外国滞在事由	()
外国滞在中の所属 先の名称(所在地)	()
事由の継続期間	年 月 日から 年 月 日まで

に、

既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで
----------------------	-----------------

を

「

既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで (うち, 期間の再度の延長を申請する場 合における当初の配偶者同行休業の期 間 年 月 日まで)
----------------------	---

に改め,

」

同様式注3を削り, 同注2を同注3とし, 同注1の次に次のように加える。

- 2 期間の再度の延長を申請する場合には, 「申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に, 当該延長が必要な事情を記入してください。

附 則

この訓令は, 平成29年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)